



平成28年8月19日

各 位

会社名 株式会社 デイトナ
代表者 代表取締役社長 織田 哲司
(証券コード 7228、東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 杉村 靖彦
(TEL 0538-84-2200)

臨時株主総会開催日および付議議案の決定ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年7月20日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成28年8月4日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしていましたが、本日開催の当社取締役会において、臨時株主総会の開催日および付議議案（定款の一部変更を含む）について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時および場所

- (1) 開催日時 平成28年9月21日(水) 午前10時30分(受付開始：午前10時)
- (2) 開催場所 静岡県周智郡森町森1485番地
森町文化会館ミキホール 2階 小ホール

2. 本臨時株主総会の付議議案について

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

定款第2条については、今後の会社の成長発展を目指すうえで必要となる、新たな事業領域を目的事項に追加するものであります。

定款第18条については、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任する場合の補欠監査役の選任の効力の有効期間を定める規定を新設するものであります。

定款第27条および第29条については、適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように規定を新設するものであります。

なお、定款第27条の新設については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

[下線部分は変更箇所であります]

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車、自動二輪車の部品および用品の製造、仕入および販売</p> <p>2. スポーツに関連する衣料品、皮革製品、保護具、雑貨の仕入および販売</p> <p>3. スポーツに関連する用具、道具、機械の仕入および販売</p> <p>4. 自動車、自動二輪車の新車および中古車の仕入および販売</p> <p>5. 自動二輪車の製造および販売 (新設)</p> <p>6. 前各号の商品の輸出入</p> <p>7. スポーツに関する施設の経営および運営</p> <p>8. スポーツに関する興業、イベントの企画実施</p> <p>9. 店舗経営に関するコンサルタント業務</p> <p>10. 食堂およびレストラン業</p> <p>11. バッテリー等の毒物、劇物の製造、仕入および販売</p> <p>12. エンジン、発電機等の動力装置および燃焼補助装置の製造、販売並びにそれらに関するコンサルタント業務</p> <p>13. 電動車両(四輪車、二輪車)および電動アシスト車両(四輪車、二輪車)の仕入、製造および販売</p> <p>14. 太陽光発電等再生可能エネルギーの生産および売電業務</p> <p>15. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車、自動二輪車の部品および用品の製造、仕入および販売</p> <p>2. スポーツに関連する衣料品、皮革製品、保護具、雑貨の仕入および販売</p> <p>3. スポーツに関連する用具、道具、機械の仕入および販売</p> <p>4. 自動車、自動二輪車の新車および中古車の仕入および販売</p> <p>5. 自動二輪車の製造および販売</p> <p>6. <u>農林業用機械器具、除雪用機械器具、その他一般機械器具の製造、仕入および販売</u></p> <p>7. 前各号の商品の輸出入</p> <p>8. スポーツに関する施設の経営および運営</p> <p>9. スポーツに関する興業、イベントの企画実施</p> <p>10. 店舗経営に関するコンサルタント業務</p> <p>11. 食堂およびレストラン業</p> <p>12. バッテリー等の毒物、劇物の製造、仕入および販売</p> <p>13. エンジン、発電機等の動力装置および燃焼補助装置の製造、販売並びにそれらに関するコンサルタント業務</p> <p>14. 電動車両(四輪車、二輪車)および電動アシスト車両(四輪車、二輪車)の仕入、製造および販売</p> <p>15. 太陽光発電等再生可能エネルギーの生産および売電業務</p> <p>16. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第19条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p>

第2号議案 監査役1名選任の件

平成28年5月20日に、社外監査役である野末正利氏が急逝され、法令の定める監査役の員数を欠くことになったため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時となる平成29年12月期の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かげやま たかゆき 影山孝之 (昭和29年11月3日生)	昭和48年4月 名古屋国税局 入局 平成16年7月 豊橋税務署 特別国税調査官 平成18年7月 岡崎税務署 筆頭副署長 平成22年7月 名古屋国税局 特別国税調査官 平成24年7月 藤枝税務署 署長 平成25年7月 名古屋国税局 統括国税調査官 平成26年7月 刈谷税務署 署長 平成27年9月 税理士登録 影山孝之税理士事務所 開所 (現任) 平成28年6月 ヨシコン(株)社外監査役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 影山孝之氏は社外監査役候補者であります。
 3. 影山孝之氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、名古屋国税局に入局以来、国税調査官、税務署長等を歴任するなど、専門的知識、経験を有しております。また現在はその豊富な知見を活かし税理士事務所を開所するとともに、ヨシコン(株)の社外監査役を務めております。よって当社の監査役としての職務も適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 影山孝之氏は東京証券取引所が定める独立委員の要件を満たしております。
 影山孝之氏が社外監査役に就任した場合、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
のすえ しげる 野末茂 (昭和31年4月13日生)	平成15年9月 税理士登録 平成15年12月 税理士法人イワタックス設立 平成19年4月 税理士法人イワタックス代表社員就任 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 野末茂氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 野末茂氏は、税理士として、税務ならびに会計分野における専門的知識と経験を有しており、また、税理士法人の代表社員として、会社経営に関する豊富な実務経験もあり、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 野末茂氏が社外監査役に就任した場合、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。
 5. 当社は、同氏が代表を務める税理士法人と、税務業務の委託契約を締結しておりますが、その報酬は年間85万円と少額であり、利益相反の生じる恐れはないものと判断しております。

3. 定款変更の効力発生日および上記人事の決定日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)
上記人事の決定日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)

以 上